

木材サミット 2019 の概要

I. 総論

1. 開催日程・場所

木材サミット 2019 は、令和元年 7 月 24 日（水）13：00～16：30 に（公財）日本住宅・木材技術センター3F 会議室において開催された。

2. 出席団体・出席者

木材サミット連絡会（以後、連絡会）に参加している 21 団体（内オブザーバー出席 3 団体）から 27 名の出席者（内 1 名は世話人を兼任）と他の世話人 3 名を合わせて合計 30 名が出席した。なお、情報提供を依頼した服部浩治氏（林野庁林政部木材産業課総括課長補佐）と近藤昭夫氏（同課生産加工班課長補佐）が同席した。

3. 開会

富田世話人より、司会を務める旨の挨拶があった後、（公財）日本住宅・木材技術センターの古久保英嗣理事長より歓迎の挨拶と会場等について説明があった

4. 出席者紹介

司会者より、資料 B を基にして、出席者の紹介が行われた。なお、団体の関係者や役職の変更を確認した。

5. 報告

- (1) 大日本山林会・木材サミット連絡会合同シンポジウム「持続可能な社会に向けて－木材利用と地球環境－」を本年 1 月 28 日（月）に石垣記念ホール（三会堂ビル）で開催したことが報告された。参加者は、80 名程度であった。
- (2) 大日本山林会との共同企画である連載「持続可能な社会に向けて－木材利用と地球環境－」が、大日本山林会の機関誌「山林」に昨年 4 月より開始され、本年 4 月に終了したこと、また、そのカラー版が大日本山林会と連絡会のホームページにアップロードされていること、ならびに、カラー版の刊行物を農林水産奨励会の叢書として今年度中に刊行する予定であり、連絡会の各団体に無償で配布する予定であることが報告された。
- (3) 本年 2 月 7 日に配信したメールで、（公財）日本合板検査会の入会について承諾を求めた所、了承されたことが報告された。
- (4) 本年 3 月 12 日に、ホームページを Yahoo geocities よりサクラレンタルサーバーへ移行したこと、旧 URL から新 URL (<http://mokuzai-summit.sakura.ne.jp/>) への転送設定は 9 月 12 日まで有効であることが報告された。

II. 主要課題

1. 最近の木材利用促進の動向に関わる情報交換と情報共有について

司会者より、主要課題の討論の進行方法が、資料 1、2 に基づいて説明された後、各団体から以下の通り発言があった。

1. 1 総合的課題（木材に関する全般的な課題等）について

- (1) 自然災害等におけるリスク管理、物流

昨年は、地震・豪雨・台風等で生産トラブルが多発し、会員やユーザーに甚大な被害があり、ボード業界として需給が停滞した。BCP の観点からリスク分散、部品の共有化等の対策が課題である。また、物流の問題として、トラック不足、他産業との競合から物流コストの上昇、納期遅れ等が発生しているため、競合関係もあるが会員の情報交換が必要と考えている。

(2) 木材の大量利用は可能か

①例えば国産材を大量に利用する方法の一つとして、地盤改良（木杭）がある。これは当会のトークカフェでも取り扱ったが、可能性はあるにしても、杭を打つ機械等の関係で、一挙に大量に杭打ちが出来ない等の欠点がある。水分が多い地中では木材は腐朽しないという利点を生かして、進めることができるように期待している。一般的にも、大量利用に伴う品質や需要と供給のバランス等をうまく管理することが必要である。

②土中に木杭を打つ機械は日本にも現存するが、作業性に課題があるように聞いている。海外にはもっと効率的に、かつ杭の長さに対応できる機械があるように伺っている。

(3) 合板製造用原木の安定的確保と合板需要の拡大のための製品開発

原木の輸出ではなく製品の輸出を促進する必要がある。フロー台板等に国産材合板をより多く利用した製品開発が重要である。また、バイオマス発電では、輸入 PKS も利用されているが今後持続可能性の保証が必要との経産省の WG の議論もあると聞いている。火力発電等の大型バイオマス発電事業者は PKS の入手が難しくなると B 材、C 材等を調達しようとする恐れがある。国産の B 材等は、合板製造等マテリアル利用、カスケード利用が必ず遵守されるべきである。

(4) JAS 製材品の普及拡大

国の補助事業の展開により、構造計算が必要な建物の一部に JAS 製品が利用され動きが活発化しているが、全般的には JAS 製品の利用は増えていない。各県の認証材との競合関係にあることが問題と思っている。

(5) 木材の利用拡大に関する取り組み

SDGs の目標の一つとして「第 15 番 陸の豊かさを守ろう」が採り上げられており、これを実現するためには森林が担っている役割・森林がもたらす恵みが国民生活を多面的に支えていることを一般の方々により深く理解していただく必要がある。そこで「木を知る、木を活かす、木と暮らす、木と遊ぶ、森と生きる」をコンセプトに 2 回目となるウッドワンダーランド 2019 を 10 月に開催する。前回 2017 年は台風直撃の日程にも拘らず家族連れを含む一般の方々、木材産業関係者が多数来場され、大変賑やかな会場となった。今回は前回の 2 倍の広さの会場を準備しており、既に全国各地の木材関連団体、都道府県木材関連団体や木材関連企業等から多数の出展申込を受けている。また木育キャラバン、DIY 工作教室、将棋大会、卓球大会、ピッチングマシン等お子様から大人まで楽しめる催しも企画している。出展者の皆様の協力を得ながら来場者の方々に「木」を身近なものとして感じていただければと考えている。

(6) 持続可能な社会への転換に向けて「日本木材学会 地球環境行動指針」の策定

日本は国土の 2/3 を森林におおわれた森林国家である。森林および木材の持続的な利用は、国土保全における重要な課題であるのみならず、現在世界が持続可能な社会基盤の構築（開発目標）に向かって行動する中で、日本が世界をリードし、目標達成に大きく貢献するための戦略的分野になるべきものである。古くより木に親しみ、木の文化を育んできた日本はこの目標達成に向けて世界の先頭に立つべきである。また、SDGs の流れを見ながら、具体的にどのように行動するのか検討したい。地球環境行動指針については、以下をご覧ください。

(<http://www.jwrs.org/wp-content/uploads/Global-Environmental-Action-Guidelines-revised.pdf>)

(7) 構造部材としての木材の長期間利用を可能にする技術及びメンテナンスシステムの開発とその普及

大型建築物への木材利用、都市部での木材利用、さらに、外構構造物としての木材利用等、木材利用を求められる分野は大幅に拡大しつつある。また、このことは木材利用の需要拡大やそれに基づく経済および社会へ貢献するので期待も大きい。一方、その中で、長期間にわたる木材利用を支える耐朽、耐蟻、耐候、耐火等に対する更なる技術開発とそれに基づくメンテナンスシステムの開発とその普及が強く求められるところであり、このことは木材利用の信頼性と安全性を高めるために重要であ

る。その中で、当協会の果たす役割については拡大しつつあると認識している。また、その要求に応えるため、本年度においては、協会内に新たに耐候性に関する小委員会と不燃・難燃に関する小委員会を立ち上げた。関係する諸団体におかれては、このことにご理解を頂き、ご協力を頂きたい。

1. 2 HWP（伐採木材）、地球環境問題等の動向について

(1) 建築解体木材の取り扱い、評価

原料チップの比率は、木質ボード全体で建築解体木材が6割、PBは8割を超えている。国際的には日本特有の傾向であり、評価法や訴求の仕方が課題である。

(2) 伐採木材製品をめぐる動向

本年4、5月の月例研究会では、木材利用と地球環境をテーマに取り上げた。4月は、パリ協定下における伐採木材製品の扱いについて国産材のみを対象にすることなど講師から解説をいただき、吸収源対策としての木材利用について参加者で情報を共有した。炭素貯蔵効果については、評価方法による違いがあり、国際交渉が必要であることや寿命係数が不明であること等に注視しなければならない。

1. 3 FIT（電力固定価格買取制度）によるバイオマス発電について

(1) 今後の稼働発電設備の動向

FIT制度がH24年にスタートし、原料チップの価格や入手状況への悪影響が心配されたが現時点では出ていない。しかし、認定設備の内、稼働しているのが件数で35%、発電容量で15%であり、情報の把握に努めている。現況では量的な問題はないが、チップの質が低下傾向にあり、品質に影響する場合がある。

(2) 既存業者への影響に配慮

バイオマス発電設備の急増や使用燃料の変更（未利用材・一般木材・建設廃材等の割合計画の変更）により、燃えやすい建設廃材の利用が増加しつつある。特に一度認可されたバイオマス発電設備の使用燃料の割合変更は今後増加する可能性もあり、これまで順調に流れている建設廃材の流通に影響を及ぼさないよう新設時・変更時ともにガイドラインの基本原則を守る指導を徹底頂きたい。

(3) 運用の厳格化

平成29年7月の総務省行政評価局の「森林の管理・活用に関する行政評価・監視報告書」において、剪定枝について、関係する林野庁、資源エネルギー庁、環境省が調整し適切な取り扱いができるよう要請しているが、速やかに対応願いたい。

(4) FITバイオマス発電の持続可能性

本年4、5月の月例研究会では、木材利用と地球環境をテーマに取り上げた。5月は、FITバイオマス発電の現状と課題について、国民の賦課金が増大していること、一般木質バイオマス発電用の燃料として輸入バイオマスが急増しているがトレーサビリティの点で問題があること、FIT終了後の事業継続の可否など、講師から情報提供いただいた。

(5) 価格、経営的に自立をするための方策

FITはあくまでも、持続可能なエネルギー市場を発展させる手段であり、最終的には市場価格に落ち着くと思われる。実際すでに太陽光発電では、どんどん買い取り価格が低くなってきている。バイオマス発電においては、未利用材の利用、発電の規模にもよるがコジェネ等によってやり繰りできると思われる。価格、経営的に自立化をするためには、工場団地のような新たな施設を作り、そのインフラの一環として熱供給を含めたバイオマス発電を目指すことが考えられる。

1. 4 公共建築物等における木材利用状況・オリンピック・パラリンピック関係施設について

(1) 内装木質化

ボード類を内装に使用することは、当工業会の永遠のテーマでもあるが、活用事例などをPRする必要がある。

(2) 木造建築物の高層化に向けての技術革新

①本年 2 月の月例研究会では木造建築の高層化をテーマに取り上げ、木造大規模建築物は RC 造等と比較してコストは割高であるが、工期短縮、ESG 投資拡大、従業員メンテナンス改善等のメリットがあることなど、講師より情報提供頂いた。

②木材加工技術協会関西支部においては、2025 年開催の大阪万博における木材利用促進の動きについて情報収集をした上で何か発信できないか検討している。

③現在、公共建築物等にも使われている材料には窯業、金属、プラスチック系など印刷や表面加工が一段と進歩しており、木質とみまちがう擬木質化が進んでいる。木質化の特性が問われているように感じる。

1. 5 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に関する動向について

(1) 合法性の証明

木質ボードはリサイクル材が主体なので法律(合法性確認)の対象外であるが合法性の証明を求めるユーザーもいるので、対応が必要である。

(2) 施工に係わる木材関連事業者からの合法証明発行の要望がほとんどない

ガイドラインによる団体認定と CW 法の事業者登録がわかりづらいという状況でスタートした。従来の流通を中心としたガイドライン認定事業者の CW 法の事業者への登録もみられるが、建設業者の反応は薄く以下の 3 点、①施工者の CW 法理解と合法証明の要望が納材業者に対して行われるよう促す施策、②ガイドラインの見直しは、団体認定事業者の意義と役割が継続して果たされるよう整理、③前述の 2 点は CW 法の求めるところに至る欠かせない視点、が必要と考える。

(3) 最終需要者側の関心が一部に留まっている

原木については 80%が合法証明されているが、製品の場合は外材も入ることから証明が 60%程度に留まっているので、川下の意識がもっと高まるべきである。

(4) クリーンウッド法の対象に、素材生産業者等も含めるべきである

①クリーンウッド法と林野庁の合法性については、持続可能性の証明に係るガイドラインの整合性が必要である。クリーンウッド法においても、デュージェンシスとはいえ山元の伐採業者の合法証明が不可欠で証明の連鎖は不可欠であり、現在不十分な山元の指導を徹底して頂きたい。

1. 6 森林環境税および森林環境譲与税について

(1) 木質ボードの認知度

予算を執行する各自治体において、木質ボードの認知度が低いので当工業会として PR する必要がある。

(2) 施策立案について自治体への適切な指導を

森林環境税の制度設計に対して、多くの苦労があったことと推察される。内容については、特に意見はないが、森林環境譲与税の使途に関して、自治体が具体的施策を立案・実施するにあたり関係者と十分に協議願って頂きたい。当連合会では、リサイクル木材の講座等を開催しており、森林整備ばかりでなく教育等にも使用できるようにして頂きたい。

(3) 森林環境譲与税の木材利用への使い道

今年度から森林環境譲与税が、地方自治体に交付される。多くは山側の整備等に利用されるであろうが、森林の少ない自治体では川下としての木材利用について十分に議論がなされていない状況と思われる。当会としては、①独自の情報を整備する、②地方自治体と協働する、などによりその使い道を検討していきたい。具体的にはある地方自治体で、木育を行うことを検討中である。

(4) 森林の少ない市町村での譲与税の用途

木材利用促進にも資するよう、働きかけを行いたい。

(5) あらゆる場面での地域木材の利用拡大を目指す

森林環境譲与税の導入が森林環境税の導入に先行する形で、今年度から始まったが、ここでは、人工林の整備とともに、それを推進するための地域木材の利用拡大についても望まれていると考えている。これを受けて、公共建物をはじめ、公園などの外構構造物への地域木材の導入促進、さらに扉な

どへの地域木材の導入促進、さらに、それを長期間、安全・安心に利用していくための保存処理技術の開発と普及、メンテナンスシステムの導入と普及に努めるべきと認識しているので、ご理解とご協力を得たい。

1. 7 オリンピック・パラリンピック後の木材利用の推進

(1) 新用途・新技術の開発

当会としては住宅建材や家具・住設に軸足を置いてきたので、非住宅用途に向けた市場・用途の開発・開拓を行っていききたい。

(2) 非住宅建築における JAS 構造材及び合法証明木材の利用促進のための補助事業の必要性

今年度、林野庁補助事業において「JAS 構造材利用拡大事業」、「外構部の木質化事業」が実施されることとなった。使用木材における JAS 構造材と合法証明木材について、施工関係者への認識を広めることになると思う。また、長期優良住宅における地域材の構造材に構造用合板を含めることを加えて、住宅及び非住宅に対し今回補助事業と同様の施策が継続して実施されることを希望している。

(3) 非住宅分野、中大規模建築物等への木材利用拡大

非住宅分野への木造・木質化が木材利用拡大に必要であり、そのためには無垢材による JAS の機械等級区分乾燥材、2×4 材、大断面材の生産供給が重要である。加えて、製品輸出などによる需要拡大がテーマになってくる。

1. 8 団体独自の動向や新しい課題等について

(1) 「働き方改革」及び「ホワイト物流」推進の取組み

当団体の会員各社の「働き方改革」の総論的理解は、研修会やホームページ、メルマガ等により進んでいる。一方、多くの会員が個別散在する現場で直面する資材の納材・物流に関する元請事業者からの要望・要求への対処には、多くの課題を抱え苦慮している。

例えば、本来の荷物の配送は車上渡しであるものが、現場荷下ろし（手作業）・間配り等のエキストラ作業まで（無償のサービスとして）求められることが習慣化している。このため建築現場配送における「ホワイト物流」の推進は、荷主と運送事業者間の契約だけではなく、現場の元請事業者の協力が不可欠となっている。元請事業者の「働き方改革」の推進のために、納材事業者である荷主と運送事業者へのしわ寄せに偏ることなく、建築現場への資材の物流・納材のサプライチェーンとして「ホワイト物流」推進の取組みが行われることを希望している。

(2) 浸水被害への対策

①新しい課題ということではないと思うが、床下/床上浸水した住宅は、建て替えが必要かと問われることがある。特に泥水に浸かった土台や柱を心配しての問い合わせと考えるが、そうした問題を扱った文献が見当たらず、対応に苦慮することがある。

新建新聞社取締役の中澤幸介氏が、以下の様に述べている。

「台風 7 号と梅雨前線の影響で、西日本を中心に洪水や土砂災害などの被害が同時多発的に発生している。家屋が浸水し、避難生活を余儀なくされている方にとっては、今後、自宅をどう復旧すればいいのか、さぞかし心配なことだろう。日本では、水害などで被災した住宅の復旧手順や方法について公的なガイドラインがないが、1992 年に赤十字と FEMA（米国連邦緊急事態管理庁）が「Repairing Your Flooded Home」（洪水被害にあった住居の修理）という小冊子をまとめている。日本とは事情が異なり、すべて参考にできるわけではないが、修復までの過程では、とかく見落としがちな対策が細かく紹介されている。」（<https://www.risktaisaku.com/articles/-/7456>）

木材の良さを PR するパンフレットの類は枚挙にいとまがないが、浸水した住宅についての心配事を払拭するようなもの、あるいは判断材料を提供するようなパンフレット等を作ることも必要ではないか。

(3) 適合チップ認定制度の創設

FIT 制度により、木質チップの品質向上と安定供給がますます求められている。そこで、団体自らが特に品質向上の具体的な取り組みを進めるため、関東協会で「適合チップ認定制度」を創設した。

これは木質チップ生産者が、異物混入防止を軸に、高品質な木質チップを生産するため、作業手順書の策定、工場・設備の点検をはじめ、労働安全や社会貢献活動などを進め、品質向上はもとより会社の社会的価値向上に取り組む制度である。需要者は、適合チップ製造事業所に認定された生産者のチップを優先して調達に努めることとし、生産者と需要者が共同宣言している。この制度を全国的に展開するため、現在、検討を進めている。

(4) 耐候性および耐火性能の向上に向けた小委員会の設立

当協会では、これまで長年に渡って、木材建造物の長期的な安全かつ安心な利用を支える防腐や防蟻等に関する技術開発、さらにそれに基づく技術規格の整備やその普及に努めてきた。一方、近年の多目的な木材の需要拡大に対応するためには、さらに耐候および耐火に関する取扱いを協会の社会貢献のミッションとして前面に出していく必要があるとの認識に至っている。そこで、本年度から耐候性および耐火性能の向上に向けた小委員会を立ち上げ、協会としての今後の対応について議論を開始した。なお、2021年5月9～13日（沼津）に国際木材保存会議を開催するので、協力をお願いしたい。

(5) A材の安定供給と製材需要の拡大策

林業の活性化、国産材の循環利用の促進には、バランスのとれた利用システムの構築と、特に利益を山側に還元していくためにも製材需要の維持・拡大が必要である。国産材製材協会の大方の会員は、無垢材によるJASの機械等級区分乾燥材、2×4材、大断面材の生産供給が可能な技術水準になっており、製品輸出など需要拡大を図ることが長期にわたる課題である。

2. FIT制度によるバイオマス発電と生じている問題等の事例集約について

2. 1 原料木材の証明書の確認

①平成29年に行政評価・監視を行ったところ、未利用材等の証明書を添付せず、売電するなど不適正な運用が6割もあった。木質バイオマスガイドラインを改訂し、各流通段階での証明書の確認を徹底し、無いものは13円/kwとする等の対応が必要である。

②ガイドラインでは各段階での証明の連鎖がなく、全国的に不適切な処理が行われる可能性がある。証明が発生段階から消費されるまで連鎖することが望ましい。不適切処理に対する罰則等の創設が求められる。

2. 2 原料の種類と入手等

①10000kwを超える大規模発電は輸入ペレットとPKSを燃料にしているが、NPO法人バイオマス産業ネットワーク調査によると、木質ペレットの輸入は2018年が106万トンであったが、未稼働設備が全部稼働すると900万トンになると試算されている。木材自給率は、PKSは農産物残渣で対象外であるが、ペレットは輸入品目の対象であり回復してきた木材自給率の低下が引き起こされる危険がある。統計をマテリアルとサーマル利用に分ける必要があると思う。

②FITにおける丸太の供給が多く、枝葉や短コロなどの林地残材の利用が進んでいない。大型の発電所計画が進んでおり、九州地方では、一部未利用材と建廃の利用があり、今後のバランスが心配である。

2. 3 バイオマス発電の事故について

バイオマス発電において爆発等の事故や稼働不備が起る可能性が見られる。木材産業に関わる者とそうでない者の認識の違いがあるようで、木材の燃焼に関わる取り扱いには十分注意が必要である。経験を有する木材産業に学ぶべきではないかと思われる。

3. SDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）、働き方改革、木材産業における外国人労働力の活用について

3. 1 情報提供

林野庁林政部木材産業課総括課長補佐 服部浩治氏により、標記3テーマに関してスライドならびに資料3、4を用いた情報提供が行われた。

3. 2 課題への対応状況と意見交換

事前に行ったアンケート調査の集計結果等に基づいて、司会者が質問する形式で服部総括課長補佐との意見交換が行われた。

(1) SDGs について

司会者：木材産業の各企業は、循環型社会実現のためのSDGsの重要性についての認識があるものの実際にどの様に取り組んでいかなければならないのか、また、他の分野での動向がどうなのか等の疑問をもっているようである。木材産業の各企業は、多面的にSDGsに関係する事業や制度で活動しており、地球環境に大きく貢献しているが、このような特徴を高く評価することも考えられないか。

服部総括課長補佐：木材利用に関しては、森林や生物多様性等やその他テーマとトレードオフの関係となるので、これも留意すべきと思われる。また、全てのゴールに対応する必要はなく関係するものを選択して取り組むことで、複数のゴールに横断的に貢献することが可能と思う。

司会者：SDGsを追求していくと、大企業と中小企業の差別を生む可能性があるように思われる。具体的には、進学先、就職先等に影響して、人材確保面で影響が出る可能性もあるように思うが、如何でしょうか。また、今回のアンケート調査において、熱心な団体が、18のSDGs全体について回答しているが、それぞれの課題に木材業界がどのように関与しているかが分かるので、このような内容をもとにして、木材産業スタンダード的な例示ができるのではないか。

その後、以下のような発言があった。

- ・現状では、木材産業には中小企業が多くあり、これらの団体はSDGsに独自に対応することが難しいように思う。ひとつの可能性だが、各参加団体で、それぞれの業界の実情を調査した上でその団体の対応をひな形的につくり、情報交換しながら、属する企業がその対応を参考にして各企業なりの対応策が出来たらよいと思う。

- ・昨年も紹介したが、SDGsはESGとも関連するので、現実的には評価は株主総会などで行われるようになることにも留意すべきである。

(2) 働き方改革について

- ・司会者：アンケート調査では、SDGsと同様で、他の業界の動向を知りたい、また、木材産業が製造業である特性に対応する対策・事例を知りたいとの意見が多かったので、今後は連絡会でも実情の調査等を検討することにした。

(3) 人材確保について

- ・司会者：アンケート調査の結果では、木材産業の企業は全般的に人材確保が難しくなっているようである。また、木材産業の多くの団体では、あまり外国人技能実習制度への期待を持っていないようであるが、前述のような人材確保の状況からも今後の検討が必要と思われる。

その後、以下の発言があった。

- ・外国人技能実習制度については、全国LVL協会と共に2号・3号実習生が受け入れられる様に、厚生労働省に対する対象職種の追加申請の準備をしている。

4. その他

(1) 司会者より、ワールド・ウッド・デー2020東京の開催(3月17~22日)について、World Wood Day Foundation(WWD、ワールド・ウッド・ディ基金)、International Wood Culture Society(IWCS、国際木文化学会)ならびに「木の総合文化・ウッドレガシー推進協議会(LWCPC)」より連絡会に、協力依頼が寄せられていることが紹介され、経済的負担がない後援のような形でホームページやEメールによる参加団体等への広報を行うことが説明され、了承された。

(2) 司会者より、木材サミット2019の内容を例年通り概要として取りまとめるための校閲等の協力が依頼された。

Ⅲ. 閉会挨拶

有馬世話人より、以下の通り閉会の挨拶が行われた。

現在、推進されている中小規模木造建築物では、一般の住宅建設に比較すると要求される量と時間が限られるので、質の維持に JAS 製品など要求がなされる可能性があり、注意が必要です。また、木材利用面では、乾燥とエネルギーが大きく関与するようになり、緩衝期間がとれるストックが可能となりました。ストックヤード等が必要ですが、市場や木材工業団地等もその機能が限られているのが現状であり、何らかの対策が必要かもしれません。何れにしても、注意すべき点を十分管理して木材利用を推進する必要があるので、宜しくお願い致します。

以上

(資料一覧) 以下の資料は、内部資料であり公開していない。

- 資料 A 木材サミット 2019 出席者座席表
- 資料 B 木材サミット連絡会参加団体と木材サミット 2019 の出席予定者一覧
- 資料 1 木材サミット 2019 における主要課題の討論の進行について
- 資料 2 木材サミット 2019 の主要課題に関するアンケート調査の集計結果
- 資料 3 林野庁講演資料「SDGs・働き方・外国人材の活用」
- 資料 4 木材産業「働き方改革」の手引き（林野庁パンフレット）
- 配布資料 1 World Wood Day 2019 プログラム 2 点
- 配布資料 2 World Wood Day Foundation 紹介リーフレット
- 配布資料 3 International Wood Culture Society 紹介リーフレット